

## 滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の地方消費者行政活性化交付金事業の実施期間が延長されたことに伴い、県および市町の消費生活相談窓口の機能の強化その他消費者行政の活性化に向けた事業を平成25年度においても引き続き実施することができるよう、基金の設置期限を延長するため、改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 条例の有効期限を平成26年12月31日まで延長することとします。(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第80号

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成25年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

滋賀県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県消費者行政活性化基金条例（平成21年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県消費者行政活性化基金条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この条例は、公布の日から施行する。</li><li>2 この条例は、<u>平成25年12月31日</u>限り、その効力を失う。</li></ol>	<p>第1条から第7条まで 省略</p> <p>付 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この条例は、公布の日から施行する。</li><li>2 この条例は、<u>平成26年12月31日</u>限り、その効力を失う。</li></ol>